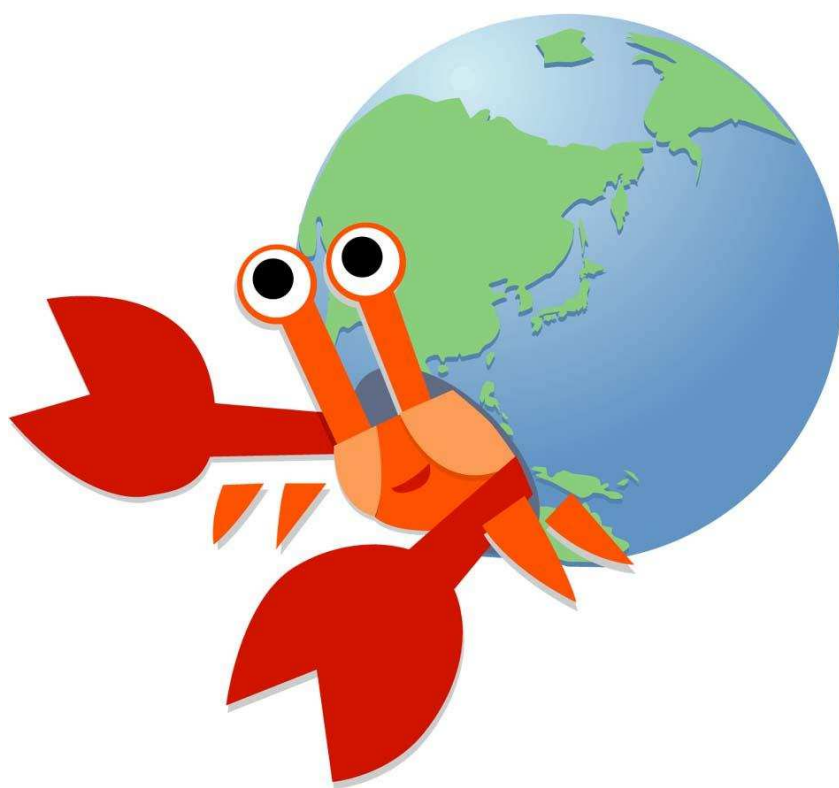


事業者のみなさまへ



平成25年 7 月

掛川市・菊川市衛生施設組合
掛川市環境政策課
菊川市環境推進課

はじめに

廃棄物は、その発生源から一般の家庭から出される生活系廃棄物と、事業活動に伴って生じた事業系廃棄物とに分類できます。

事業系廃棄物は、さらに事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれ、産業廃棄物は廃棄物処理法において定められた、20種類の廃棄物を指します。(別項参照)また、事業系一般廃棄物とは産業廃棄物以外の事業系廃棄物のことを言います。

環境資源ギャラリーは一般廃棄物処理施設として設置されているため、事業所から環境資源ギャラリーに搬入できる廃棄物は事業系一般廃棄物(資源物を含む)のみであり、産業廃棄物に該当する物は受入れ出来ません。

本マニュアルでは、環境資源ギャラリーに搬入できる事業系廃棄物について、発生抑制やリサイクルの推進を含めて説明し、事業系廃棄物全体の減量化を推進したいと考えています。

事業所の皆様がごみ減量とリサイクル推進の取組を行う上でのご参考としてください。

平成24年度の環境資源ギャラリーへの事業系一般廃棄物排出量は以下のとおり。

表1 平成24年度 事業系ごみの排出量

排出月	総排出量 (t)	事業系ごみ 計(t)	事業系以外 計(t)	事業系ごみの 占める割合(%)
4月	2,755.54	589.33	2,166.21	21.39%
5月	3,173.21	701.50	2,471.71	22.11%
6月	2,823.75	600.56	2,223.19	21.27%
7月	3,096.20	704.25	2,391.95	22.75%
8月	3,007.67	690.39	2,317.28	22.95%
9月	2,605.57	603.31	2,002.26	23.15%
10月	3,036.94	690.76	2,346.18	22.75%
11月	2,806.57	637.05	2,169.52	22.70%
12月	2,918.76	617.36	2,301.40	21.15%
1月	2,868.72	679.79	2,188.93	23.70%
2月	2,369.60	545.75	1,823.85	23.03%
3月	2,781.21	616.67	2,164.54	22.17%
合計	34,243.74	7,676.72	26,567.02	22.43%

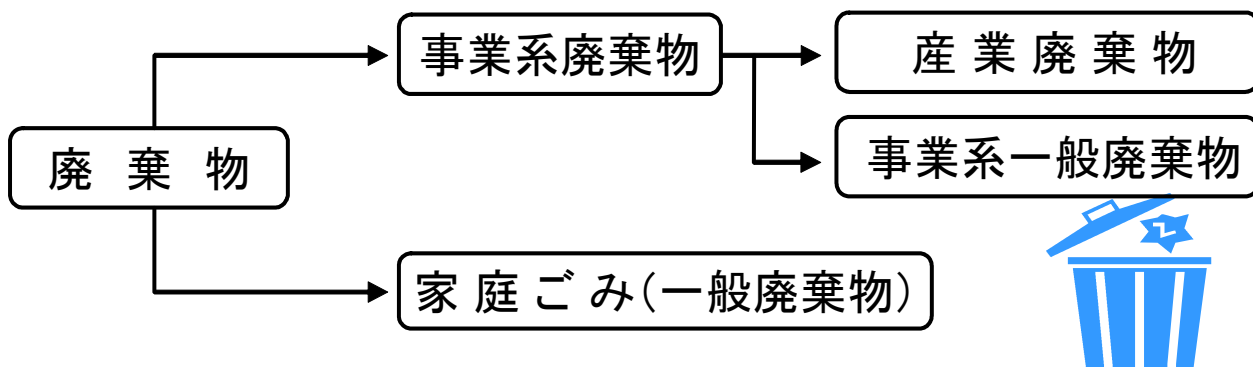
表2 構成市人口、世帯数及び事業所数 (平成25年3月末日現在)

区分	人口	世帯数	事業所数
掛川市	118,022人	41,146世帯	5,206事業所
掛川区域	85,183人	30,561世帯	—
大東・大須賀区域	32,839人	10,585世帯	—
菊川市	47,934人	16,152世帯	1,970事業所
計	165,956人	57,298世帯	7,176事業所

※事業所数は、平成21年事業所・企業統計調査による。

1 事業系廃棄物とは

一般の家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物のことを事業系廃棄物といいます。事業系廃棄物はさらに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。



産業廃棄物

産業廃棄物は廃棄物処理法において、次の20種類と定められています。(表3参照)

表3 産業廃棄物の種類

1 燃え殻	焼却残灰、炉清掃時の掃出物、重油燃料灰など
2 汚泥	紙製汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす等有機性のもの、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、灰ソルト、排煙脱硫石こう、廃白土等無機性のもの
3 廃油	鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤(シンナー、トリクロロエチレン等)、廃ウエス 等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、アルコール発酵廃液、各種有機廃酸等すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂・合成繊維・合成ゴムくず、廃タイヤ等のすべて廃プラスチック類
7 紙くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙製造業等の特定業種から排出されるもの、ポリ塩化ビフェニル汚染物
8 木くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る(おがくず、木皮を含む。)
9 繊維くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたもの)、繊維工業から排出される天然繊維くず
10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出される魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、廃菌体 など
11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
12 ゴムくず	天然ゴムのくず
13 金属くず	切削くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす、古鉄のスクラップ 等
14 コンクリートくず ガラス・陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず など
15 鋳さい	キューボラノロ、アルミノロ、鋳物廃砂 等
16 がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず等工作物の新築、改造又は除去に伴って生じる不要物
17 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
18 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじん等で集じん施設により集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん など
20 13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。

2 事業者の責務

原則的に事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者が責任を持って適正処理をしなければならないと、法律によって定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条第2項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。(一部要約)

3 掛川市、菊川市における事業系一般廃棄物の運搬と処理場所

事業系廃棄物のうち事業系一般廃棄物であれば環境資源ギャラリーで処理することが出来ます。
事業系一般廃棄物をそれぞれの事業所から運搬する方法は、事業者自身が環境資源ギャラリーまで直接持ち込む方法と、市が一般廃棄物収集運搬を許可した許可業者に委託する方法があります。

(1) 事業者自身が直接搬入する場合

受け入れるもの：燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物

営業日：月曜日～金曜日、第2土曜日、第4日曜日（祝日、年末年始を除く）

営業時間：平日 9:00～12:00及び13:00～16:00

土日 9:00～11:30（※一般搬入受入日）

搬入手数料：10kgにつき150円＋消費税相当額

〈注〉第2土曜日及び第4日曜日は一般の方が対象ですので受入れはできません。

(2) 許可業者に委託する方法

許可業者には、処理施設までの一般廃棄物の運搬、廃棄物の再資源化等を委託することができます。

排出時間、方法など詳しくは、直接許可業者とご相談ください。

いずれの場合であっても、産業廃棄物、処理困難物、危険物、有害物は、環境資源ギャラリーに持ち込むことはできません。専門の業者（産業廃棄物処理業者）などへお願いします。

参考：静岡県産業廃棄物協会 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

電話 054-255-8285 ファックス 054-252-2845

4 廃棄物のリサイクル（再資源化）など

4R活動などにより分別等を行えば、まだ資源化できる物が廃棄物として排出された中でも多く存在します。このような物はそのままごみにしないで再資源化をお願いします。ごみの減量化と資源の保護に役立ち、循環型社会を形成していきます。（参考資料をご参照ください。）

掛川市、菊川市では、廃棄物のリサイクルに取り組んでいる廃棄物処理業者が数多くありますので、下記表4、また各市の担当課までお尋ねください。

表4 処理困難物協力店

	受付品目	処理困難物・資源物処理店	住所	電話	
掛川市	掛川地区	消火器	エイト精密工業(株)	亀の甲2-9-28	24-0015
		プロパンガス	ガステックサービス(株)中遠営業所	細田222	22-6261
		機械器具・鉄くず類・農機具	(有)かねしょう服部商店	大池2886	24-2525
			松下メタルセンター(株)	大池2881-1	24-0361
		タイヤ・バッテリー・廃油	親和オートサプライ(株)	上張827-1	23-3366
		タイヤ・農薬	中遠環境保全(株)	八坂317-3	27-1248
		ピアノ	西尾楽器	駅前2-3	24-0711
			兵藤楽器	御所原20-6	23-0245
		古紙	勝又商店(株)掛川支店	大池698-1	24-1192
		木材・剪定枝	小関建設(株)	下俣567-1	23-6610
掛川森林開発(有)	原里375-1		26-3394		
掛川市	大東地区	消火器	ハマビ(株)	国安15-1	72-5331
		プロパンガス	(有)朝倉ガスサービス	大坂1556-2	72-4230
			エネジン(株)中遠支店	中400-1	74-4880
			(株)サイサン掛川営業所	浜川新田1891	72-3911
			南遠ガス(株)	浜川新田1891	72-6850
			水島石油(株)	千浜6092	72-2040
		鉄くず類・農機具	大浜商会	坂里474	72-2207
		鉄くず類・農機具・バッテリー	松下商会(株)	中5733-2	74-3701
		タイヤ・バッテリー他	遠興(株)自動車部	菊浜777-1	72-2188
			大石自動車	千浜6456-1	72-5529
			大村モータース商会	中903	74-3910
		古紙	大東紙業(株)	中3087	74-4161
		剪定枝	グリーンサークル(株)	大坂8164-96	72-8888
大須賀地区	プロパンガス	大須賀ガスサービス	横須賀903-2	48-2001	
	鉄くず類	タマヤ(株)掛川工場	西大淵1695-11	48-5161	
	タイヤ・バッテリー他	(株)マルエスモータース横須賀工場	西大淵330	48-3221	
		ヤシマ商会(有)	横須賀1297	48-3266	
	バイク他	ヤシマ商会(有)二輪部	横須賀1343	48-4802	
菊川市	消火器	(株)河原崎商事	東横地700-1	35-4311	
		(株)小松防研監理事務所	下平川1349-1	73-6911	
	鉄くず類	(株)山内商店	土橋883	36-4566	
	古紙	(株)故紙センタートヨタ	三沢1500-25	37-0521	
	ピアノ	西沢楽器店	半済1164-4	35-3348	
	タイヤ・バッテリー	沢崎タイヤ	西方3605-15	36-1102	
		オートサービス服部	富田18-4	35-2479	
		モトショップアキラ	西方2159-1	35-5048	
	バイク	鈴木自転車店	本所350-1	35-2715	
		廃油	菊川燃料(有)	本所1037-2	35-2505
			菊川燃料(有)インター給油所	加茂5585	35-2777
		(有)小田石油	半済1980-1	35-2251	
	農業で使用したもの (畦波・農薬のビン・肥料袋等)	遠州夢咲農業共同組合	各地区の農協へ合わせてください。		

5 環境資源ギャラリーにおける事業系廃棄物の受入基準

平成25年 7月 1日

燃えるごみの搬入は、原則として透明あるいは半透明のビニール袋で行なってください。以下に示す項目について、守られていない場合は持ち帰っていただきます。

(1) 病院等から排出される紙おむつの受入について

- ① 紙おむつは、可燃ごみとして受入します。
- ② 汚物は必ず取り除いて搬入してください。

(2) 事業系の廃プラスチック類について

- ① 事業活動に伴って生じた「廃プラスチック類」は産業廃棄物に該当するため、原則受入しません。
- ② ただし、1日の排出量が少量（1kg未満）の店舗、事務所から発生するものは一般廃棄物として受入します。工場などの製造業に伴って発生したものは、受入しません。
- ③ ②に該当する事業所の分別方法については、一般家庭と同様に徹底して行なってください。
ア プラスチック製容器包装は、資源物として扱います。
イ ア以外は可燃ごみとして扱います。

(3) コンビニ、駅、パーキングエリアの公衆ごみ箱のごみの受入について

- ① 公衆ごみ箱のごみは受入します。
- ② 水ですすがなくてもきれいな容器包装は、可燃ごみとは区別し、資源物として出してください。
- ③ 汚れが取れないプラスチック製容器包装は、可燃ごみとして受入します。
- ④ その他の資源物の混入がないように分別を徹底してください。
- ⑤ 産業廃棄物（店内から発生する廃プラスチック等）が混入している場合は、持ち帰りいただきます。
- ⑥ 分別ができていないものについては持ち帰りいただきます。

(4) 鏡、ガラス、せともの類について

- ① 事業所から発生した「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」は産業廃棄物に該当するため、原則受入しません。
- ② ただし、陶磁器くずなどで一般家庭から排出されるものと同等なものについては受入します（従業員などが使用していた少量なものを対象とします）。

(5) 金属類について

- ① 事業活動に伴って生じた「金属くず」は産業廃棄物に該当するため、原則受入しません。
- ② ただし、一般家庭から排出されるものと同等なものについては受入します。
（事務所等で使用していた少量なものを対象とします。）
例：なべ、フライパン、刃物、ライター（必ずガスを抜く。）
スプレー缶（必ず使い切って穴をあける。）
家電製品（パソコンを除く）
- ③ 複合素材のものは、分解して搬入してください。

(6) 食用油について

事業系の食用油は産業廃棄物になるため受入しません。

(7) 古紙類について・・・産業廃棄物以外は資源物として扱います。

- ① 産業廃棄物に該当する物は受入れしません。
- ② 分別は一般家庭と同様に行い、白い紙紐で縛って搬入されたものについては、受入します。
- ③ 個人情報等が記載された書類について
※民間業者で行っている機密書類処理のご利用をお勧めします。
(ア) 焼却処理は行ないません。
(イ) 全て古紙としてリサイクルします。
(ウ) シュレッダーを導入してありますので、利用してください。
(エ) 個人情報漏えいの責任は一切負いません。
(オ) 個人情報の重要度は各事業所で判断し、機密書類とそれ以外に分別して搬入してください。
(カ) 禁忌品が混ざっていると再生の妨げになるため、必ず分別してから持ち込んでください。
※禁忌品とは、ファイルの金具、フィルム類、布製類（紐）、金属・クリップ類、ゴム製品（輪ゴム）、写真、合成紙、感熱発砲紙等、紙の類似品

(8) かん、びん、ペットボトルについて

- ① 資源物として受入します。
- ② 中身、飲み残し、異物の混入がないように徹底してください。
- ③ ペットボトルは、キャップを外し、水で軽くすすいで、ラベルを外して出してください。
- ④ びんはキャップを外し、色別に搬入してください。
- ⑤ 守られていないものは、持ち帰りいただきます。

(9) 木製パレットについて

- ① **貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係る木くずで、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当しますので、受入できません。**

(10) 蛍光灯

- ① 事業活動に伴って生じたものは産業廃棄物に該当するため、原則受入できません。
- ② ただし、店舗・事務所の機器で使用していた少量なもの（5本程度）を排出事業者が直接搬入した場合は、受入できます。

(11) 乾電池

- ① 事業活動に伴って生じたものは産業廃棄物に該当するため、原則受入できません。
- ② ただし、店舗・事務所の機器で使用していた少量なもの（20個程度）を排出事業者が直接搬入した場合は、受入できます。

(12) 畳

- ① 利用されていた場所を問わず、一般廃棄物に該当するため受入できます。
- ② 処理能力の観点から、搬入枚数を1日15枚までとさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- ③ ただし、建物の解体に伴って生じたものは、産業廃棄物に該当するため受入できません。
- ④ スタイロ畳については、産業廃棄物になる場合がありますので、事前にご確認ください。

(13) 剪定枝

資源化を推進するため、木くず再資源化業者等に処理を依頼してください。

お問い合わせ

掛川市・菊川市衛生施設組合	掛川市環境政策課	菊川市環境推進課
TEL:0537-23-2273	TEL:0537-21-1145	TEL:0537-35-0916
FAX:0537-23-2274	FAX:0537-21-1164	FAX:0537-35-0981